

## 公立丹南病院使用料および手数料徴収条例施行規則

〔平成12年1月28日  
規則第2号〕

改正 平成13年 3月 2日 規則第1号  
平成13年 8月 29日 規則第2号  
平成15年 9月 30日 規則第1号  
平成16年 9月 8日 規則第1号  
平成17年 9月 14日 規則第2号  
平成18年 3月 28日 規則第1号  
平成19年 3月 5日 規則第1号  
平成19年 5月 9日 規則第4号  
平成19年 6月 13日 規則第5号  
平成20年 3月 3日 規則第1号  
平成20年10月16日 規則第2号  
平成22年 2月 17日 規則第1号  
平成23年10月20日 規則第1号  
平成24年 4月 10日 規則第1号  
平成24年 7月 20日 規則第2号  
平成26年 9月 1日 規則第1号  
平成29年 5月 26日 規則第3号  
平成30年 3月 27日 規則第2号

### (趣旨)

第1条 この規則は、公立丹南病院使用料および手数料徴収条例（平成12年公立丹南病院組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (使用料等の減免)

第2条 条例第2条に規定する公立丹南病院を使用する者が、条例第5条の規定により使用料等の減免を受けようとするときは、管理者に減免の申請を行わなければならない。

### (委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則（平成12年規則第2号）

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年規則第2号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

#### 附 則（平成15年規則第1号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、別表に入院期間180日を

超える入院患者に係る選定療養費の項を加える改正規定は、公布の日から 180 日を経過した日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 1 号）

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 1 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の部屋料に関する規定は、平成 19 年 6 月 1 日以降の入院患者に対して適用し、同日前の入院患者に関する部屋料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 1 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 1 号）

この規則は、平成 24 年 5 月 5 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 1 号）

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（準用）

2 第2条に規定する使用料等の減免に係る手続等については、公立丹南病院組合規約（平成11年福井県指令市第518号）第4条に規定する事務所が所在する市の例による。